

令和5年度 第2回 南檜山保健医療福祉圏域連携推進会議

日時 令和6年(2024年)1月12日(金)18時00分~19時00分
場所 檜山振興局 4F講堂
出席者 34名(うち 事務局12名、ZOOM参加者5名)

議事概要(発言要旨)

1 開会

司会 北海道檜山振興局保健環境部保健行政室企画総務課 影山課長

2 挨拶

北海道檜山振興局保健環境部(江差保健所) 信行部長

保健所長の信行です。

本日はご多忙の中、お集りいただき有難うございます。ご承知のとおり、1月1日に北陸地方で地震が発生し、現在、様々な支援活動が行われております。江差町からも職員が派遣されていると聞いております。

保健医療分野においては、災害時健康危機管理支援チーム・DHEATとして、北海道から道庁・道立保健所の職員が派遣されております。保健医療の活動が、災害支援分野において、改めて重要だと実感しているところです。

さて、本日は北海道医療計画等の各種計画の素案の協議を行うとともに江差保健所健康危機対処計画の素案を協議をしていきたいと考えております。忌憚のない意見をいただき、活発な議論をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3 議事進行

司会 一般社団法人 檜山医師会 坂下事務局長

(1) 北海道の各種計画の素案について

○ 「医療計画及び感染症予防計画について」 [資料1-1]

資料に基づき信行部長から説明

(説明要旨)

北海道医療計画の素案は約300ページあり、北海道感染症予防計画は約50ページあるため、事前に道のホームページを閲覧するようご案内しておりました。本日の会議資料として添付しておりません。資料1-1に基づき、前回開催した9月26日の会議において出された意見について、素案にどのように反映されているかを説明します。

まず、医療計画についてですが、医療従事者の確保について意見が出され、部分的に反映されました。医療計画素案第6章第7節2に「臨床研修病院の指定や、医師少数区域に配慮した定員の設定など、本道の実情に応じながら、医師臨床研修制度を推進」との記載がなされました。

つづいて、感染症予防計画についての意見です。

一つ目は、離島からの結核や新興感染症の患者搬送や離島での宿泊療養施設について意見を出しましたが、十分に反映されていなかったため、改めて要望を提出し、現在、協議中となっています。

二つ目は過疎地域の医療提供体制について、意見が出され、部分的に反映されました。感染症予防計画素案第6-2(10)に「各地域の実情に応じて(中略)切れ目のない医療提供体制の整備を図る。」との記載がなされています。

三つ目は、任意接種ワクチンについての財政支援等についての意見です。素案に反映されておりませんが、北海道として、国に定期接種化等の要望をしていくとのことでした。

なお、資料にはありませんが、12月5日から1月5日に、素案についてパブリックコメントを実施しましたが、南檜山から意見がなかったことを申し添えます。

これとは別に、江差保健所の方から、感染症予防計画の素案の中にある新興感染症発生時の入院病床の目標数について、人口と病床数のバランスが取れていないので、整合を図るよう要望しており、検討中となっています。

また、道の2次医療圏から本庁に対する素案にかかる意見提出の締切は1月19日までとなっておりますので、意見等がございましたら、この場で受けたいと思います。

奥尻町役場と奥尻町国民健康保険病院は、前回欠席でしたので、何か意見があればうかがいたいと思います。

奥尻町国民健康保険病院 泉里院長

「感染症予防計画についての意見②」と全く同じ意見です。当院も医師1名しかいなく、まさしくこのとおりの現状です。北海道としての対応を考えていただきたいと思います。

北海道檜山振興局保健環境部長(江差保健所長) 信行部長

この意見は前回(9月26日)、乙部町国民健康保険病院の野村院長から出された意見でしたが、今回、奥尻町国民健康保険病院の泉里院長からも同様の意見ということで、改めて道保健福祉部に伝えていきたいと思います。

- 「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(素案)」について
【概要説明】 [資料1-2]

資料に基づき檜山振興局保健環境部社会福祉課佐藤主査から説明

(説明要旨)

資料1-2「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の素案」について説明いたします。

はじめに、計画の概要について説明します。資料にはありませんが、この計画は、名称のとおり「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定するものであり、計画の期間は3年間となっています。

「高齢者保健福祉計画」は、養護老人ホームなどの老人福祉事業の量の目標等を定めてい

るほか、「介護保険事業支援計画」は、介護サービスの利用見込みや施設整備の目標を定めており、これらの目標は保険者である各市町村が推計し、設定しているところです。また、道では、サービス提供基盤の整備を進め、どこで暮らしていても必要な介護サービスが受けられる基本的な地域単位として「高齢者保健福祉圏域」を定めているところです。

この「高齢者保健福祉圏域」は、福祉サービスと保健医療サービスとの連携を図る観点から、北海道医療計画に定める「第二次医療圏」と地域福祉支援計画に定める「第二次地域福祉圏」と一致させ、全道21圏域としています。

令和6年度からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれます。こうした中、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るなど、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す計画としています。

同じく資料にはありませんが、本道の高齢者をとりまく状況について説明します。高齢者の数についてですが、介護保険制度が始まった平成12年には高齢者人口が100万人を超え、令和2年には、約166万4千人に達しています。

今後、令和7年には約172万人となり、高齢者人口がピークとなることを見込まれる令和22年には約175万人となることを見込まれる一方、0歳から64歳までの人口は、令和2年の約350万人から令和22年には約253万人となり、約97万人減少することが見込まれています。

さらに、高齢化が進行し、医療と介護の両方のニーズを有すると考えられる85歳以上の人口は、令和2年の29万人から令和22年には51万人と約1.8倍に増えるなど、医療や介護のニーズは今後一層増していくことが予想されます。

こうした中、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や医療・介護ニーズの見込み等を踏まえた提供基盤の整備や、医療と介護の連携による効果的なケアの実現など、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となっています。

特に訪問診療件数が多い圏域は、介護の施設サービス給付費が低い傾向にあるなど、医療と介護双方のニーズを有する高齢者を地域で支えるためには、医師や看護師、薬剤師、歯科医師などの医療従事者とケアマネやヘルパーなどの介護従事者との連携が不可欠となっています。

資料のスライド番号の2ページをご覧ください。

こうしたことから、次期計画では高齢者を支える大きな柱の一つとして「医療・介護連携の充実」を掲げており、具体的な取組としては、介護職員が医療知識を身につけ、医療従事者との積極的な連携を図ることができるよう、高齢者の心身の機能維持・改善、認知症対応などに関する研修等を通じて介護職員の資質向上を図ることをあげております。

人口規模が小さい市町村などにおいて、在宅医療・介護サービスの相談支援などに取り組むことができるよう「在宅医療・介護連携コーディネーター」を育成することをあげており

ます。

入院した要介護者が治療後、円滑に在宅生活に移行できるよう、在宅療養支援診療所などと介護事業所の連携を強化するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町村支援についても記載しております。

地域で必要な在宅医療提供体制が構築されるよう、在宅医療の専門的知見を有する医療アドバイザーの助言や在宅医療に係る研修会を開催するなど、地域で在宅医療を担う医療従事者等に対する支援などのソフト面での支援に加え、人生の最終段階における本人の意向を尊重した看取り環境の整備や医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した医療・介護連携ネットワークの構築支援といったハード面での支援も行うこととしています。

資料のスライド番号の8ページの4つ目をご覧ください。こうした取組の進捗を図る指標として、21の高齢者保健福祉圏域全てで24時間体制の訪問看護ステーションが整備されることを目標としているほか、自宅や特別養護老人ホーム等で看取りが行われることで在宅死亡率が上昇していくことを見込んでおります。これらを基本的な目標として計画を推進することとしています。

第9期計画の素案の概要については以上となります。

「質問・意見なし」

(2) 健康危機対応計画(感染症編)の素案について

「江差保健所健康危機対応計画(感染症編)」について〔資料2-1〕
江差保健所健康危機対応計画(感染症編)【素案】〔資料2-2〕

資料に基づき江差保健所健康推進課塚本保健係長から説明

(説明要旨)

資料2-1をご覧ください。

この計画は、平時から新興感染症に備えた準備を計画的に進めるため、国から示された策定ガイドラインに則し、現在策定中の北海道感染症予防計画を踏まえて、各保健所ごとに策定するものです。策定の根拠は、令和5年3月に改正された地域保健法に基づき、厚生労働大臣が定める「地域保健対策の推進に関する基本的指針」となります。計画の構成は、国のガイドラインに則しており、第1章として「基本的な考え方」、第2章として「平時における準備」、第3章として「感染状況に応じた取組・体制」となっております。策定期限は今年3月を予定しており、策定後、年1回程度、計画を見直す予定です。

次に資料2-2をご覧ください。江差保健所の計画素案となります。本素案は、道保健福祉部から示されたひな形に基づき作成しております。それでは、おおまかに、計画素案について説明させていただきます。

3ページをご覧ください。江差保健所における地域事情・課題をまとめております。コロナの経験を踏まえて、医療資源が少ないことに起因する課題、離島における患者搬送・宿泊療養施設・検査検体搬送に関する課題など、有事の際にこの地域で対応に留意すべき事項として記載しております。

4ページをご覧ください。ここから第1章として「基本的な考え方」を記載しております。(1)の1)対処計画について記載のとおり、この計画の作成主体は「江差保健所」で、策定目的は「平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に推進するため」で、現在策定中の「北海道感染症予防計画を踏まえて策定」することとしております。また、本計画の対象とする感染症は、4)に記載のとおり、新興感染症としております。

5ページをご覧ください。下段に新型コロナ対応時の被害に関する表を載せていますが、本日、道保健福祉部からひな形の修正があり、こちらは資料編で整理することとなりましたので削除します。

7ページをご覧ください。ここからは第2章として「平時における準備」について記載しております。業務量・人員数の想定としては、オミクロン株に変異した令和4年1月頃の「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定しております。

ページ中段にあります保健所における流行開始時期の人員確保数の数値目標は、道保健福祉部で推計した数値となっております。

10ページをご覧ください。(4)業務体制として、13ページまで、医療体制や検査体制、疫学調査、健康観察、患者移送、入院調整などの平時における準備について記載しております。

11ページをご覧ください。「5)移送」のところに離島からの移送体制に関する記述を加えております。離島からの感染者の移送体制については本庁で整理予定でまだ具体的なものは示されておりませんが、有事の際に速やかに対応できるよう、あらかじめ関係職員が理解しておくことが重要であることから加筆しました。

12ページをご覧ください。他の保健所、道立衛生研究所、市町村、医療機関等、その他関係機関との連携について記載しております。

上から2番目の○に記載のとおり、有事における実働的な連携が図れるよう、平時から関係機関と「顔の見える関係」の構築に努めることとしております。

(5)の【学校】のところが(調整中)となっておりますが、本日、ひな形の修正が示されました。標題の【学校、保育所等】は、保育所は福祉施設に含まれるので【学校】のみとして、本文は、「学校で陽性者が発生した場合等に備えて、休校や試験等の取扱いについて事前に情報共有するなど、共通認識をもって対応できるよう市町村教育委員会や教育局等と連携を図る。」となります。

15ページをご覧ください。ここからは、第3章として「感染状況に応じた取組、体制」について記載しております。この章では第2章に記載した各取組や体制について、発生の公表前、流行初期、流行初期以降、収束時期ごとに想定される業務等を記載しています。

17ページをご覧ください。物資の確保についてですが、流行拡大前に対応に必要なものを離島に運び込むことが重要と考え、流行初期のところに、「感染症患者搬送用フードなど離島対応に必要な物品を役場等に配備する」ことを記載しました。

同じく17ページ、(2)業務体制として、21ページまで、医療体制や検査体制、疫学調査、健康観察、患者移送、入院調整などについて、各時期ごとに想定される業務を記載しております。

21ページ中段をご覧ください。6)の入院調整、流行初期の1つ目の○、宿泊療養施設の開設のために必要な情報を本庁に提供することに関する記述ですが、覚え書きとして、情報提供に当たっては「離島の地理的条件に配慮すること」を加えました。次のページの流行初期以降のところにも同様に「離島の地理的条件に配慮すること」を加えております。

22ページをご覧ください。(3)関係機関等との連携について、各時期ごとに記載しております。簡潔に申し上げますと、平時の協議を踏まえて対応するといったことが記載しております。

最後になりますが、本計画素案に対してご意見等がございましたら、報告様式は問いませんので、1月25日(木)までに江差保健所をお願いしたいと思います。

北海道檜山振興局保健環境部長(江差保健所長) 信行部長

本日は、消防本部の方が出席されていますが、新型コロナウイルス感染症患者の搬送等の経験をふまえて、何かご意見等あればいかがかと思います。

檜山広域行政組合消防本部 名達消防課長

新型コロナウイルス感染症が発生した時期から「搬送」にあたり、消防機関と保健所とのやりとりで、連携を密にとるよう努めてきました。当初、情報共有に努めていたが、意思疎通が難しかった部分がありましたが、その後、情報が出てくるようになってから、保健所と連携が取れてきたように感じました。

今後、新たな感染症が出てきた場合、感染症患者の搬送について、法律の該当する部分に照らし合わせながら、保健所をはじめとした関係機関と情報共有し、緊密な関係を構築していきたいと考えています。

北海道檜山振興局保健環境部長(江差保健所長) 信行部長

続きまして、17ページの4)施設基盤・物資の確保の「【流行初期】○ 感染症患者搬送用フードなど離島対応に必要な物品を役場等に配備する。」と記載したところですが、後日、このことについて、奥尻町役場に相談させていただきます。

患者の搬送にあたって、奥尻町役場のほうで、ご意見等がございましたら発言をお願いします。

奥尻町くらし安心課 工藤課長

フェリーでは、新型コロナウイルス感染症患者は搬送できず、海上保安庁に搬送してもらいました。関係機関に海上保安庁も含めるべきではないでしょうか。また、冬期の悪天候時の対応についても、考えていく必要があると思います。

北海道檜山振興局保健環境部長(江差保健所長) 信行部長

2類相当の感染症はフェリーでの搬送ができないので、海上保安庁等多くの関係機関にご協力いただくこととなります。計画の中へどのように反映させていくのか、道庁とも協議しながら検討していきたいと思っています。

(3) 報告

地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワークにおける
令和5年度の主な取組について [資料3]

資料に基づき道立病院局関本課長から説明

(説明要旨)

・病床機能検討委員会の設置・開催

本年(令和5年)医療現場と行政機関が一体となり、圏域内の医療機能分担や業務連携、病床機能の検討を推進する場を設置しました。8月と11月の2回委員会を開催しました。この委員会を開催する中で、南檜山管内の病院機能及び病床機能がどうあるべきかを各医療機関から意見をいただき、集約したところです。「看護師の確保」「救急機能の集約」「病床機能の集約」が個別の論点として上がっているところです。それらをふまえて議論し、来年に向け意見を取りまとめていきたいと考えております。

・診療連携部会の実施

令和3年に設置されました。法人事業に現場の意見を反映させ、効果的で実効性の高い取組を推進することを目的に各医療機関の院長等をメンバーとした部会を開催しております。本年度は3回開催しております。第1回目は6月に開催し、定例の「事業計画」等を中心に協議しました。第2回目は書面で7月に開催し、道立江差病院から乙部町国民健康保険病院への医師派遣についての協議でした。第3回目も書面で12月に開催し、令和6年度法人負担金等について協議がなされています。

・地域体験研修の受入

札幌医科大学地域医療研究教育センターと連携し、道立江差病院で実習する医学生及び初期臨床研修医について、地域医療や南檜山への関心を高めてもらうことを目的として各町が持回りで受入れ、医療・福祉施設や歴史的・文化的施設の見学を実施しております。令和5年12月末現在で26名参加で、1月から3月も引き続き実施する予定です。

・法人便りの発行

法人の事業等について地域住民への周知を図り、圏域内医療機関の利用を促進及び現状を知っていただくため本年12月に第1号を発行しました。来年度については、4回程度を予定しております。

・地域公開講座の開催

意見交換等を通じて、地域住民の地域医療に対する理解を促進するため、江差町及び医療介護のつどい実行委員会との共催で地域公開講座を、令和6年2月18日(日)午後2時～4時、江差町文化会館大ホールにて開催する予定です。

江差町での開催のため、江差以外の各町の住民の参加は、難しいかもしれませんがよろしくご配慮願います。

・「在宅医療調査」の延期

昨年5月の「医療・介護・福祉連携会議」でお伝えし、今年度実施予定であった、「介護事業者へ在宅医療のニーズ調査」を諸般の事情で延期することとしました。「在宅医療」については、法人の重要な課題として、引き続き取り組んでいく所存ですので、ご了承ください。

北海道檜山振興局保健環境部長(江差保健所長) 信行部長

道の医療計画等を踏まえた南檜山の地域推進方針を本年9月まで策定しなければなりません。医療機器の共同利用や医療従事者の確保について、メディカルネットワークで進めている内容も含めて推進方針へ反映させていきたいと考えています。

第2回病床検討委員会が出ていた「救急の体制の見直し」等について、現状で報告できることがあれば報告していただきたいと思います。

道立病院局 関本課長

第2回病床検討委員会でご各医療機関から出されていた様々な意見等について、どうやって実現できるかを国から委託されているコンサルト会社である「日本経営」に相談し、対応方法や全国の事例について、打合せを行っているところです。来月になると思いますが、第3回病床検討委員会を開催し、意見をうかがいたいと考えています。全国に参考となる事例もございますので、紹介したいと考えています。

北海道檜山振興局保健環境部長(江差保健所長) 信行部長

ありがとうございました。

今後、地域推進方針を作成するにあたり、ご協力をお願いします。

4 その他

北海道檜山振興局保健環境部保健行政室企画総務課 谷脇企画主幹

南檜山保健医療福祉圏域連携推進会議開催を3月中旬にこの場所で開催を予定しております。内容は、各部会からの報告、厚沢部町国民健康保険病院からの公立病院経営改革プラン、報告、地域医療構想推進シート等を予定しております。各町の議会の日程等もありますので、決まりましたら連絡しますので、よろしくをお願いします。

5 閉会